

日野市耐震改修促進計画

(令和3年6月～令和7年度)

令和3年6月

日 野 市

内容

第1章 はじめに.....	1
1. 計画の概要	1
(1) 背景と目的	1
(2) 本計画の計画期間と検証年次	3
(3) 対象区域と対象建築物	4
2. 地震の被害等	9
(1) 東京で想定される地震の規模・被害の状況	9
(2) 市で想定される被害想定結果	9
(3) 地震による地域の危険度	11
第2章 耐震化の現状と課題.....	13
1. 緊急輸送道路沿道建築物.....	13
2. 住宅	17
(1) 住宅全体	17
(2) 分譲マンション.....	17
(3) 市営住宅	18
3. 特定建築物(民間)	19
4. 防災上重要な公共建築物	20
5. 組積造の塀	20
6. 計画の達成状況(振り返り).....	21
第3章 取り組みの基本方針	22
1. 耐震化の目標	22
2. 基本的な取り組み方針	22
(1) 建物所有者の主体的な取組	22
(2) 市の支援	22
(3) 耐震化を促進するための関係者との連携	22
3. 重点的に取り組むべき施策	23
(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化.....	23
(2) 住宅（木造）の耐震化.....	23
(3) 分譲マンションの耐震化.....	24
(4) 民間の特定建築物の耐震化	24
(5) 組積造の塀の撤去・改良工事	24

第4章 耐震化に関わる総合施策の展開	25
1. 市における耐震化施策	25
(1) 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等に関する助成	25
(2) 日野市木造住宅耐震改修等に関する助成	26
(3) 日野市分譲マンション耐震改修等に係る助成	27
(4) 組積造の塀に関する助成	28
2. 税制等に関する支援	29
(1) 耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除	29
(2) 固定資産税減額制度	29
3. 耐震化を促進するための環境整備	30
(1) 普及啓発	30
(2) 建物所有者への指導・助言等	30
(3) 関係団体との連携	31
4. その他の安全対策	32
(1) 家具類の転倒・落下対策	32
(2) 落下物等の防止対策	32
(3) エレベーターの閉じ込め防止対策と挟まれ防止対策等	32

第 1 章 はじめに

1. 計画の概要

(1) 背景と目的

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊によるものでした。

この教訓を踏まえて、国は、平成 7 年 10 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 12 月施行。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできています。

都では、この耐震改修促進法に基づき、平成 19 年 3 月に東京都耐震改修促進計画（以下「都計画」という。）を策定し、建築物の耐震化施策を総合的に進めています。

こうした動きを踏まえ、市でも、平成 20 年 12 月に耐震改修促進法に基づく日野市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、平成 27 年度までを計画期間として建築物の耐震化に取り組み、その後、平成 28 年度から令和 3 年 5 月）を計画期間として見直し等を行ってきました。

計画期間内の、平成 23 年 3 月 11 日には東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災が発生しました。また、平成 24 年 4 月には、新たな首都直下地震等による東京の被害想定が公表されるとともに、平成 25 年 12 月には、中央防災会議から首都直下地震の被害想定と対策についての最終報告があり、首都直下地震の切迫性と建築物の倒壊を要因とする人命・財産の被害の大きさが改めて示されました。

その後も、平成 28 年 4 月には熊本地震、平成 30 年 9 月には北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、平成 30 年 6 月には大阪府北部を震源とする地震において塀の倒壊による人的被害が発生しております。

このような社会情勢から、東京都では令和 7 年度までを計画期間として耐震化の新たな目標と施策が示されています。

市においても、これまでの計画の実施状況やその成果を検証しつつ、市の基本構想・基本計画である 2020 プランや住宅マスタープランに即し、日野市地域防災計画など関連計画とも整合を図りながら、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するために本計画を策定します。

【耐震改修促進計画に係わる主な動き】

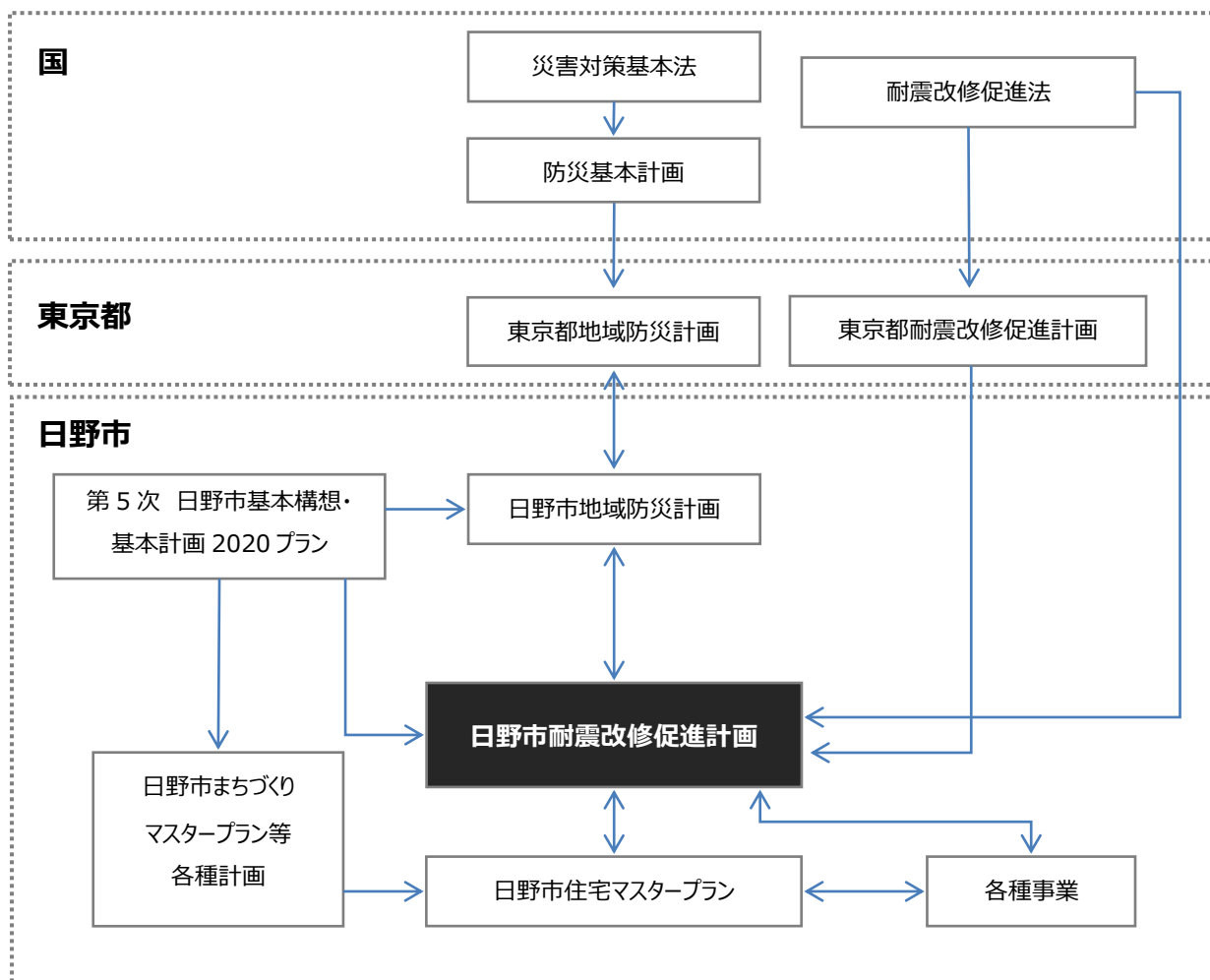
- ・平成 19 年 3 月：東京都が耐震改修促進計画を策定
- ・平成 20 年 12 月：日野市耐震改修促進計画の策定
- ・平成 23 年 3 月：第 5 次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）の策定
- ・平成 24 年 4 月：新たな首都直下地震等による東京の被害想定公表
- ・平成 25 年 5 月：耐震改修促進法の改正
 - ※耐震診断の義務付け、区分所有建築物の耐震改修に関する特例措置 等
- ・平成 25 年 12 月：中央防災会議・首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）
- ・平成 26 年 3 月：日野市地域防災計画の改定
- ・平成 26 年 4 月：東京都耐震改修促進計画の改定（※法改正への対応）
- ・平成 26 年 6 月：マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正
 - ※耐震性を満たさないマンションの建替え等に際して、容積率緩和の特例、敷地売却制度の創設 等
- ・平成 26 年 7 月：東京都地域防災計画＜震災編＞の修正
- ・平成 27 年 3 月：日野市住宅マスタープランの改定
- ・平成 28 年 3 月：東京都耐震改修促進計画の改定
 - ※平成 37 年度に目標期間延伸・目標値引き上げ、特定緊急輸送道路沿建築物の耐震化加速 等
- ・平成 28 年 4 月：日野市耐震改修促進計画の改定
 - ※計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度へと延伸、分譲マンションに対する助成制度の創設 等
- ・令和 元年 7 月：東京都地域防災計画＜震災編＞の修正
- ・令和 2 年 3 月：東京都耐震改修促進計画の一部改定
 - ※特定緊急輸送道路沿建築物の検証、通行障害となる組積塀に関する方針 等
- ・令和 3 年 3 月：東京都耐震改修促進計画の改定
 - ※耐震化の新たな目標や施策 等
- ・令和 3 年 6 月：日野市地域防災計画の改定（予定）

計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づき策定しています。

改定に際し、都計画を踏まえ、第 5 次日野市基本構想・基本計画(2020 プラン)、日野市まちづくりマスタープラン、日野市住宅マスタープラン及び日野市地域防災計画等との整合を図ります。

図 1 計画の位置づけ



(2) 本計画の計画期間と検証年次

都計画「第 3 章 耐震化の促進施策」における主な施策のスケジュールが令和 7 年度までを期間としていることを鑑み、本計画は計画期間を令和 3 年 6 月から令和 7 年度までの 4 年 10 か月間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組を行います。なお、社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行っていきます。

(3) 対象区域と対象建築物

本計画の対象区域は、市全域とします。

本計画の対象建築物は、市内に存在する建築物のうち**昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していないもの**、その他これに類するもので市が認めたものとします。なお、国立施設及び都立施設については対象外とします。

表 1 対象建築物

対象建築物の種類		内 容	備考
(1)	緊急輸送道路沿道建築物		
	特定緊急輸送道路沿道建築物	・特定緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物[耐震診断義務付け建築物]	・耐震改修促進法第 7 条第 1 項に定める要安全確認計画記載建築物
	一般緊急輸送道路沿道建築物	・特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物	・耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 3 号に定める特定既存耐震不適格建築物
(2)	住宅※	・戸建住宅（長屋住宅を含む） ・共同住宅（公共住宅を含む）	
(3)	特定建築物		
	特定既存耐震不適格建築物	・多数のものが利用する一定規模以上の建築物(※)	・耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める建築物（本計画では同項第 3 号は一般緊急輸送道路沿道建築物として特定建築物からは除く）
	要緊急安全確認大規模建築物	・地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物[耐震診断義務付け建築物]	・耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める建築物
(4)	防災上重要な公共建築物	・日野市地域防災計画に定める公共建築物 ① 災害対策本部および災対地域本部が設置される庁舎 ② 避難所となる学校、その他災害時応急対策に必要な施設 ・不特定多数の者が利用する施設	
(5)	組積造の塀	・地盤面からの高さ 1.0m 以上の特定緊急輸送道路及び自宅から避難所又は緊急避難場所までの経路（建築基準法第 4 2 条に規定する道路に限る。）にある塀 ・その他人の通行の用に供する道（建築物の敷地内の通路を除く。） ・特定緊急輸送道路に接する建物に附属する一定長さ・高さを超える組積造の塀	・コンクリートブロック塀、組立式コンクリート塀(万年塀)、レンガ、大谷石等の組積造の塀又は門柱その他これらに類するもの(鉄筋コンクリート造の塀は除く。)

※ 市有の特定既存耐震不適格建築物に関しては(4)防災上重要な公共建築物の中で扱う

※ 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅(2 階建以下の在来軸組工法によるものに限る)については対象建築物に含む

表 2 緊急輸送道路の定義

区分	内容
特定緊急輸送道路	主要な防災拠点、空港や港湾などを結ぶ道路及び他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための広域的な道路ネットワークを構築し、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路
一般緊急輸送道路	上記以外の緊急輸送を担う道路

図 2 市内の緊急輸送道路



[出典：東京都耐震ポータルサイト 緊急輸送道路図より]

図 3 緊急輸送道路沿道建築物の定義

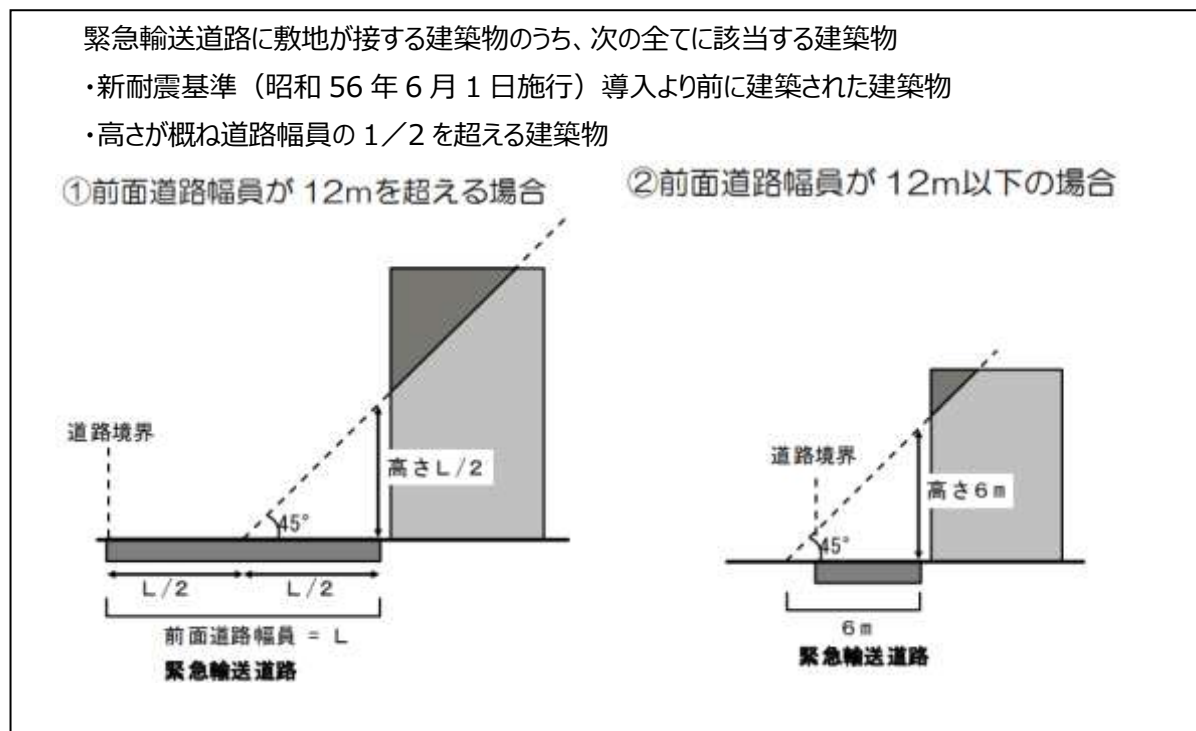


表 3 特定建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物(※1)		要緊急安全確認 大規模建築物(※ 3)の規模要件(法附 則第3条)
		規模要件 (法第 14 条)	指示(※2)対象と なる規模要件 (法 第 15 条)	
学 校	小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2 階以上かつ 1,000 m ² 以上	2 階以上かつ 1,500 m ² 以上	2 階以上かつ 3,000 m ² 以上
	上記以外の学校	3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	-	-
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1 階以上かつ 1,000 m ² 以上	1 階以上かつ 2,000 m ² 以上	1 階以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	3 階以上かつ 2,000 m ² 以上	3 階以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所		3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	3 階以上かつ 2,000 m ² 以上	3 階以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	3 階以上かつ 2,000 m ² 以上	3 階以上かつ 5,000 m ² 以上
集会場、公会堂		3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	3 階以上かつ 2,000 m ² 以上	3 階以上かつ 5,000 m ² 以上
展示場		3 階以上かつ 1,000 m ² 以上	3 階以上かつ 2,000 m ² 以上	3 階以上かつ 5,000 m ² 以上

用途	特定既存耐震不適格建築物(※1)		要緊急安全確認 大規模建築物(※3)の規模要件(法附則第3条)
	規模要件 (法第14条)	指示(※2)対象となる規模要件(法第15条)	
卸売市場	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
事務所	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 750㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
遊技場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
公衆浴場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
輻の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上

※1 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件に該当するものは含まない。また、本計画においては、耐震改修促進法第14条第3号の通

行障害建築物は一般緊急輸送道路沿道建築物として別に扱うため、特定建築物からは除く。

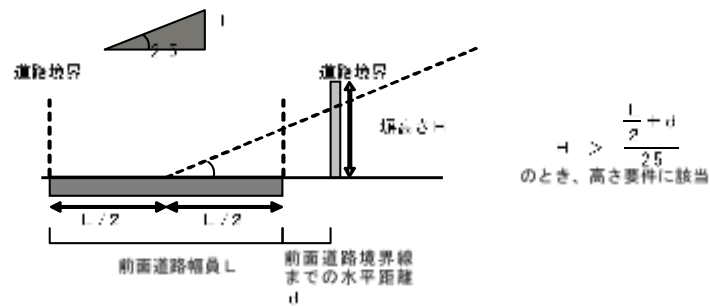
※2 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示。

※3 耐震改修促進法附則第 3 条による耐震診断実施の義務付け建築物。

図 4 通行障害建築物となる組積造の塀の要件

特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀

- ・新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入より前に建築された塀
- ・長さが 8 m を超える塀
- ・高さが塀から道路中心線までの距離を 2.5 で除して得た数値を超える塀



2. 地震の被害等

(1) 東京で想定される地震の規模・被害の状況

東京都防災会議では、平成 24 年 4 月に首都直下型地震等による東京の被害想定を公表し、以下に示す 4 つの種類の地震について被害想定をしています。

表 4 東京で想定される地震の種類と規模

種類	首都直下型		海溝型地震	活断層で発生する地震
	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
規模(マグニチュード)	M7.3		M8.2	M7.4

[出典：日野市地域防災計画地震対策編 P5 第 3 節 被害想定 第 1 地震被害の想定より]

(2) 市で想定される被害想定結果

想定条件

季節	冬
日	平日
発生時間	午後 6 時
風速	8 m/s

表 5 被害想定結果

区分	地震名		立川断層帯地震	元禄型関東地震	多摩直下地震	東京湾北部地震	
	地震規模		M7. 4	M8. 2	M7. 3		
	時期及び時刻		冬の夕方18時				
	風速		8m/秒				
人的被害	死者数 計		170人	71人	130人	7人	
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	125人	49人	92人	2人	
		急傾斜地崩壊	7人	7人	7人	3人	
		火災	36人	15人	29人	1人	
		ブロック塀等	2人	1人	1人	0人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	
		屋内収容物(参考値)	4人	3人	4人	1人	
	負傷者 計		2,078人	1,136人	1,685人	167人	
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	1,875人	1,057人	1,524人	146人	
		急傾斜地崩壊	9人	8人	8人	4人	
		火災	134人	31人	100人	2人	
		ブロック塀等	55人	38人	48人	15人	
		屋外落下物	5人	2人	3人	0人	
		屋内収容物(参考値)	85人	74人	81人	13人	
	うち重傷者 計		331人	131人	249人	13人	
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	267人	103人	197人	5人	
		急傾斜地崩壊	4人	4人	4人	2人	
		火災	38人	9人	28人	1人	
		ブロック塀等	21人	15人	19人	6人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	
		屋内収容物(参考値)	19人	16人	18人	2人	
	物的被害	全壊棟数 計		3,314棟	1,349棟	2,476棟	107棟
		原因別	ゆれ	3,205棟	1,242棟	2,367棟	54棟
			液状化	3棟	4棟	5棟	2棟
急傾斜地崩壊			106棟	103棟	104棟	51棟	
半壊棟数 計			5,451棟	4,526棟	5,086棟	1,028棟	
原因別		ゆれ	5,044棟	4,093棟	4,608棟	818棟	
		液状化	177棟	204棟	250棟	88棟	
		急傾斜地崩壊	230棟	229棟	228棟	122棟	
		電力(停電率)		19.4%	8.0%	14.4%	0.9%
通信(不通率)		4.2%	1.6%	3.3%	0.1%		
ライフライン支給率		ガス(供給停止率)	ブロック内全域でSI値が60kine超	63.3%	0.0%	100.0%	0.0%
			ブロック内1/3でSI値が60kine超	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	上水道(断水率)		67.4%	37.9%	35.2%	7.3%	
	下水道(下水道管きよ被害率)		28.2%	25.5%	27.8%	20.4%	
火災被害	出火棟数		21棟	12棟	18棟	2棟	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	1,839棟	738棟	1,473棟	32棟	
		倒壊建物を含まない	1,701棟	717棟	1,391棟	32棟	
その他	帰宅困難者	滞留者数	135,905人	135,905人	135,905人	135,905人	
		徒歩帰宅困難者数	38,531人	38,531人	38,531人	38,531人	
	避難者		63,534人	37,150人	43,903人	6,710人	
	エレベーター停止		52台	39台	48台	22台	
	災害時要配慮者死者数		93人	39人	71人	4人	
	自力脱出困難者発生数		1,039人	402人	769人	18人	
	震災廃棄物		91万t	49万t	74万t	9万t	

[出典：日野市地域防災計画地震対策編 P6 第3節 被害想定 第1 地震被害の想定より]

(3) 地震による地域の危険度

東京都は、概ね5年ごとに行われる「地震に関連する地域危険度測定調査」により、地震の揺れによる建物倒壊危険度、火災危険度等について町丁目ごとに測定し、各地域における地震に関する危険性を5つのランクで相対的に評価しています。直近では平成30年2月に第8回の調査結果が公表され、市内では、建物倒壊危険度及び火災危険度において最も危険性が高い地域で危険度ランク3であり、災害時活動困難度においては最も危険性が高い地域で危険度ランク4の地域があります。また、総合危険度においては最も危険性が高い地域でも危険度ランク2でした。

〈地域危険度測定調査の測定項目〉

- 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
- 火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
- 「災害時活動困難度」を考慮した危険度（災害時の避難や消火・救助等の活動のしやすさ（困難さ）を考慮した危険性）
- 総合危険度（建物倒壊や延焼の危険性）

図6 日野市におけるランク

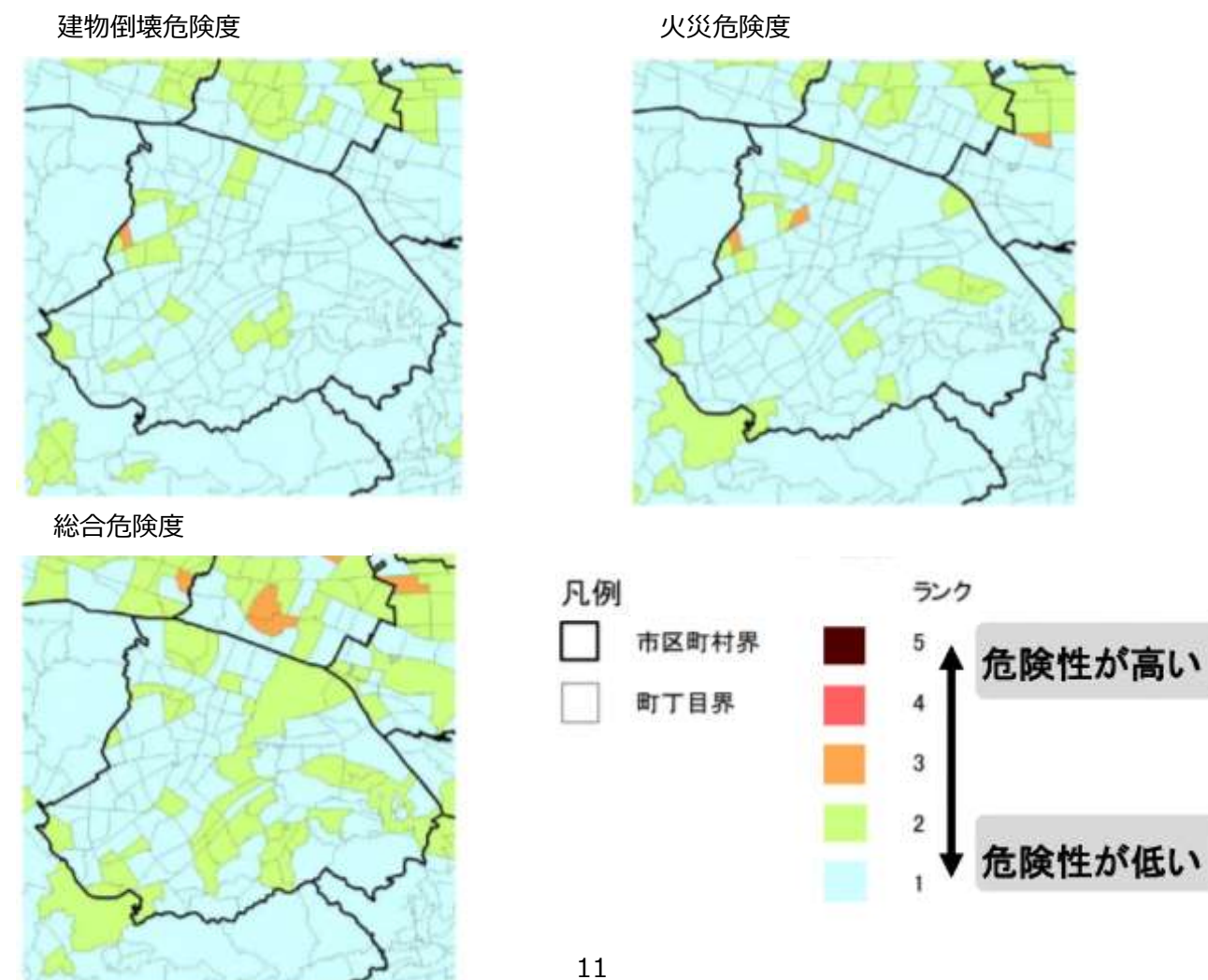


表 6 総合危険度地域別一覧

総合危険度が 1 の地域名	さくら町、旭が丘 1 丁目、旭が丘 2 丁目、旭が丘 3 丁目、旭が丘 4 丁目、旭が丘 5 丁目、旭が丘 6 丁目、栄町 1 丁目、栄町 5 丁目、高幡、三沢、三沢 1 丁目、三沢 2 丁目、三沢 4 丁目、新町 1 丁目、新町 3 丁目、新町 4 丁目、新町 5 丁目、神明 1 丁目、神明 2 丁目、神明 3 丁目、神明 4 丁目、西平山 3 丁目、西平山 4 丁目、石田 1 丁目、石田 2 丁目、多摩平 1 丁目、多摩平 2 丁目、多摩平 3 丁目、多摩平 4 丁目、多摩平 5 丁目、多摩平 6 丁目、多摩平 7 丁目、大坂上 1 丁目、大坂上 3 丁目、大坂上 4 丁目、大字宮、大字上田、大字豊田、程久保、程久保 4 丁目、程久保 5 丁目、程久保 6 丁目、程久保 7 丁目、東平山 1 丁目、東平山 3 丁目、東豊田 1 丁目、東豊田 2 丁目、東豊田 3 丁目、東豊田 4 丁目、南平 1 丁目、南平 4 丁目、日野台 3 丁目、日野台 4 丁目、日野本町 2 丁目、日野本町 3 丁目、日野本町 5 丁目、日野本町 6 丁目、日野本町 7 丁目、百草、富士町、平山 1 丁目、平山 2 丁目、平山 3 丁目、平山 4 丁目、平山 5 丁目、豊田 1 丁目、豊田 2 丁目、豊田 3 丁目、万願寺 1 丁目、万願寺 2 丁目、万願寺 3 丁目、万願寺 4 丁目、万願寺 5 丁目、万願寺 6 丁目
総合危険度が 2 の地域名	栄町 2 丁目、栄町 3 丁目、栄町 4 丁目、三沢 3 丁目、三沢 5 丁目、新町 2 丁目、西平山 1 丁目、西平山 2 丁目、西平山 5 丁目、大坂上 2 丁目、大字新井、大字石田、大字川辺堀之内、大字日野、程久保 1 丁目、程久保 2 丁目、程久保 3 丁目、程久保 8 丁目、東平山 2 丁目、南平 2 丁目、南平 3 丁目、南平 5 丁目、南平 6 丁目、南平 7 丁目、南平 8 丁目、南平 9 丁目、日野台 1 丁目、日野台 2 丁目、日野台 5 丁目、日野本町 1 丁目、日野本町 4 丁目、平山 6 丁目、豊田 4 丁目、落川

(注) 総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度に災害時活動困難度を加味し、測定している。

出典：「第 8 回災害時活動困難度を考慮した総合危険度ランク」（東京都ホームページ）を加工して作成

第2章 耐震化の現状と課題

1. 緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路沿道建築物は、93.5%が耐震性を満たしている。

東京都が指定した特定緊急輸送道路に接する建築物で、高さが道路幅員の1/2を超えるものは、市内で232棟あります。このうち、耐震性が満たされている建築物は217棟であり、耐震化率は93.5%となっています。これは、都全体での耐震化率（86.7%）と比べ、6.8%高くなっています。

表7 緊急輸送道路に接する建築物の耐震化(単位：棟)

区分	対象建築物数 a	耐震化完了件数 b	割合 b/a
特定緊急輸送道路	232	217	93.5%

日野市における区間到達率及び総合到達率の考え方について

東京都は令和2年3月の耐震改修促進計画の一部改訂により、都県境からある区間に到達できる確率(区間到達率)と区間到達率の平均値(総合到達率)を新たな目標とすることが掲げられました。都内全域で令和7年度末までに区間到達率95%未満の区間を解消すること及び総合到達率99%以上を目標としていますが、日野市内において区間到達率95%未満の区間は存在しないことや近似的に算出した総合到達率は99%以上となっていることから、日野市の計画においては、引き続き耐震化率の向上を図ることを目指します。

■特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション

○ 目的

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務付けた耐震化推進条例に基づく取組により、沿道建築物の耐震診断実施率が97.7%（令和元年12月末時点）になり、路線ごとに建築物の位置と耐震性能がほぼ把握できた。

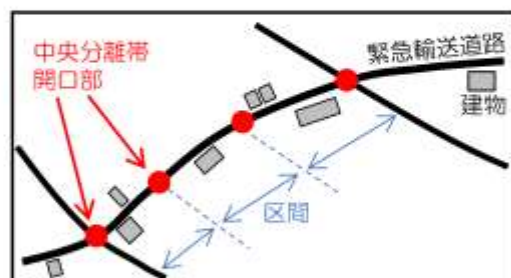
緊急輸送道路としての機能を確保するためには、任意の地点に到達できるようにすることが重要である。このため、特定緊急輸送道路全体を捉えた評価指標として、区間到達率及び総合到達率を導入し、シミュレーションにより算出した。

○ 区間到達率とは

区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したものである。

<区間とは>

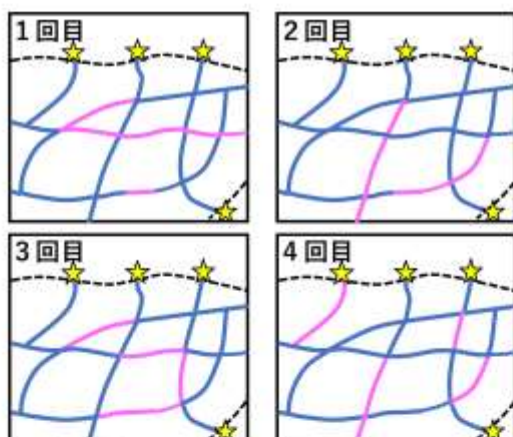
交差点や中央分離帯の開口部により道路を区分した各部分をそれぞれ区間としている。



区間のイメージ

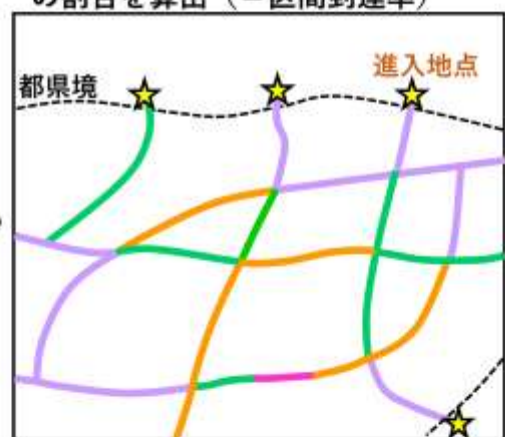
<区間到達率の算出方法>

①シミュレーションを10000回実施



— 都県境入口の過半から到達できる区間
— 上記以外の区間

②都県境入口の過半から到達できた回数の割合を算出（＝区間到達率）



区間到達率 — 25% — 50% — 75% — 100%

区間到達率の算定イメージ

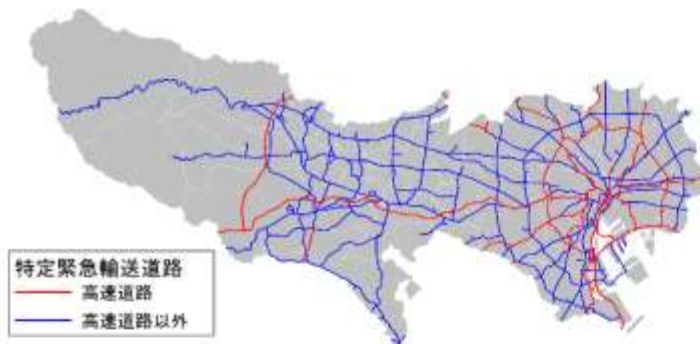
○ 総合到達率とは

特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したものである。

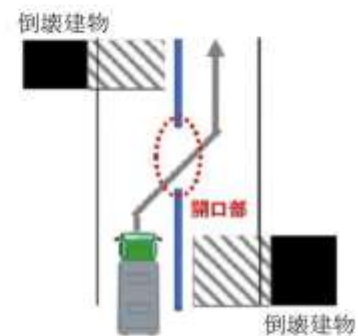
$$\text{総合到達率} = \frac{\begin{array}{l} \text{A区間の区間到達率} \times \text{A区間の道路延長} \\ + \text{B区間の区間到達率} \times \text{B区間の道路延長} \\ + \text{C区間の区間到達率} \times \text{C区間の道路延長} \\ + \dots \end{array}}{\text{全道路延長}}$$

○ シミュレーションの設定条件

- ・地震強度：東京湾北部地震⁶や都心南部直下地震⁷の想定などから都全域を「震度 6 強」（最大速度 66cm/s）に設定
- ・倒壊率：設定した地震強度における I_s 値と建物倒壊率（被害率）の関係（林・鈴木ら、2000）⁸を基に推定
- ・使用する道路：東京都内の特定緊急輸送道路のみ
- ・進入地点：都県境入口の全 51 地点
- ・建物の倒壊方向：前面道路に倒壊する確率を 1/2 として設定
- ・中央分離帯及び交差点（中央分離帯の開口部）を設定

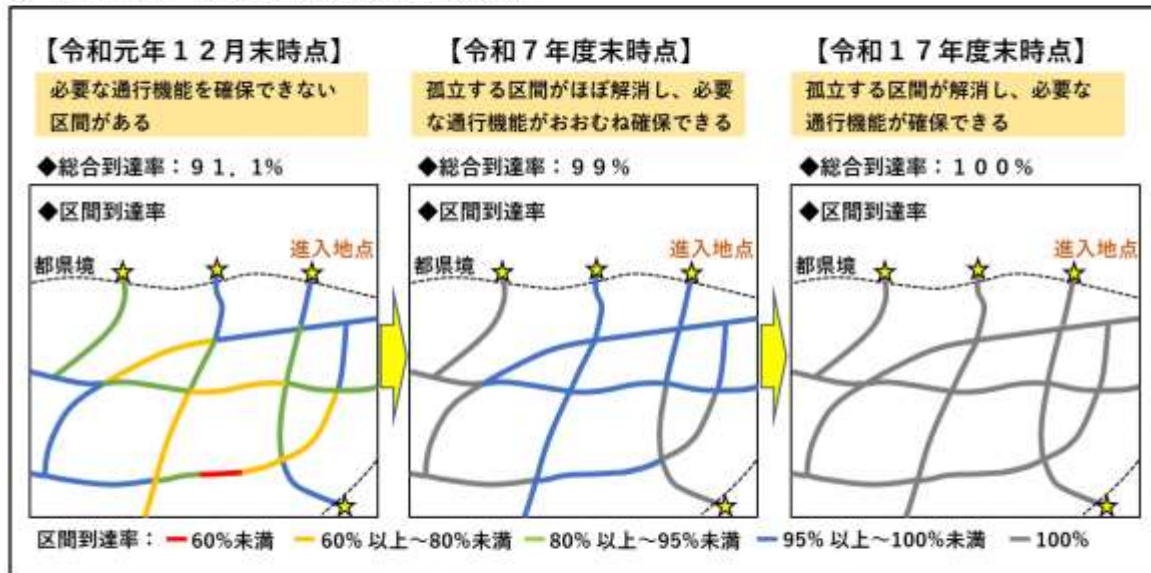


使用する道路(特定緊急輸送道路)



通行イメージ

○ シミュレーションの結果と目標設定



特定緊急輸送道路沿道建築物の目標設定のイメージ

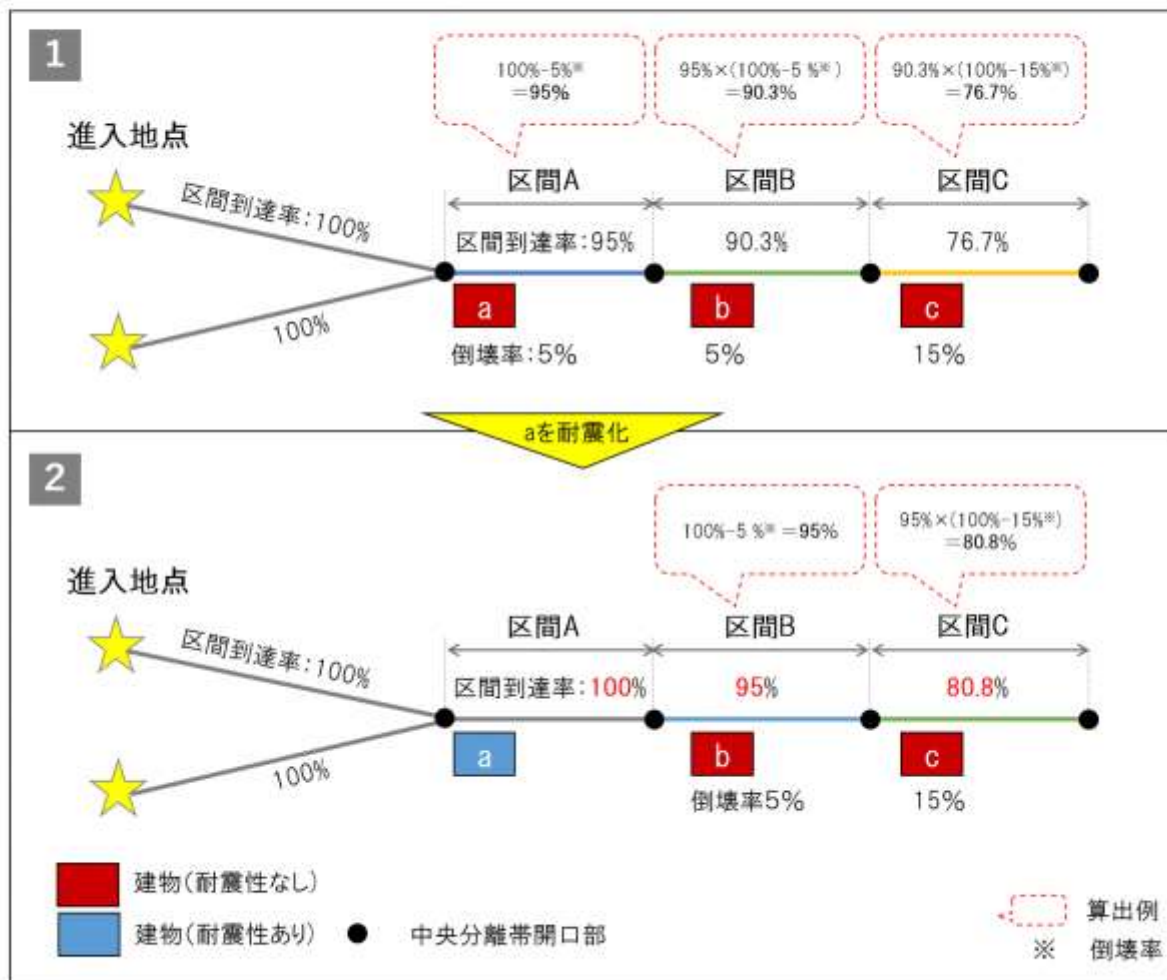
⁶ 首都直下地震等による東京の被害想定、平成 24 年 4 月 18 日公表、東京都防災会議

⁷ 首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）、平成 25 年 12 月、中央防災会議

⁸ 林・鈴木ら：耐震診断結果を利用した既存 RC 造建築物の地震リスク表示、地域安全学会論文集(2)、235-242、2000. 11)

（参考） 区間到達率算出における耐震化の効果

区間 A の建物 a が耐震化されると、区間 A の区間到達率が改善されるだけでなく、区間 B・C の区間到達率も改善される。



耐震化の効果のイメージ

出典：都計画「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション」より抜粋

2. 住宅

(1) 住宅全体

住宅は、90.2%が耐震性を満たしていると推定される。

市内の住宅の耐震化率を平成 20 年から平成 30 年の住宅・土地統計調査をもとに、都の推計方法に準じて算定すると、令和 3 年 3 月時点の住宅総数は約 87,432 戸であり、このうち、78,934 戸の住宅が耐震性を満たしていると推計され、耐震化率は 90.2%となります。これは都全体の住宅の耐震化率（92.0%）より 1.8%低くなっています。

種別ごとの耐震化率を比較してみると、居宅（戸建）では 86.3%、共同住宅等では 93.2%となっています。これは、共同住宅等に比べ居宅（戸建）の方が、構造が木造である割合も高くなっていることに起因しています。

表 8 住宅の耐震化状況(単位：戸)

種別	構造	昭和 56 年以前			昭和 57 年以降 新耐震	住宅合計	耐震性を 有する住宅	耐震化率
		旧耐震	耐震性有	耐震性無				
居宅 (戸建)	木造	8,544	3,467	5,077	27,965	36,509	31,432	86.0%
	非木造	124	98	26	698	822	796	96.8%
	計	8,668	3,565	5,103	28,663	37,331	32,228	86.3%
共同住宅等	木造	886	255	631	6,001	6,887	6,256	90.8%
	非木造	8,197	5,433	2,764	35,017	43,214	40,450	93.6%
	計	9,083	5,688	3,395	41,018	50,101	46,706	93.2%
総数		17,751	9,253	8,498	69,681	87,432	78,934	90.2%

(2) 分譲マンション

分譲マンションは 89.3%が耐震性を満たしていると推定される。

市内の分譲マンションは 13,236 戸あり、このうち 3,531 戸が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物となっています。都の推計方法により耐震化率を推計すると 89.3%となり、共同住宅全体の耐震化率よりも低くなっています。

表 9 分譲マンションの耐震化状況(単位：戸)

昭和 56 年以前 (旧耐震)			昭和 57 年以降 (新耐震)	合計	耐震性を有する分 譲マンション	耐震化率
	耐震性有り	耐震性無し				
3,531	2,122	1,409	9,705	13,236	11,827	89.3%

(3) 市営住宅

市営住宅は、用途廃止予定以外の住宅は、全棟が耐震性を満たしている。

市営住宅は、令和 3 年 3 月時点で、605 戸（23 棟）あり、このうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準時に建築されたものが 164 戸（7 棟）です。その内、92 戸（4 棟）については、平成 26 年に策定された日野市営住宅長寿命化計画に基づき、耐震化改修工事を実施しました。

耐震化されていない 3 棟の長山団地(72 戸)については、同計画の中で用途廃止と位置づけられ、令和 5 年度を目途に用途廃止に向けて取り組んでいます。

市営住宅全体では、耐震化率が低くなっていますが、用途廃止予定以外の住宅では、全棟が耐震性を満たしています。

表 10 市営住宅の耐震化状況(単位：戸)

令和 3 年 3 月 31 日時点

昭和 56 年 以前 (旧耐震)			昭和 57 年 以降 (新耐震)	合 計	耐震性を有 する市営住 宅	耐震化 率
	耐震性有り	耐震性無し				
164	92	72	441	605	533	88.0%

※耐震性無しの市営住宅は、用途廃止予定

3. 特定建築物(民間)

特定建築物(民間)は、94.7%が耐震性を満たしていると推定される。

市内の特定建築物のうち、民間の特定建築物は 288 棟あり、耐震化率は 94.7%と推定されます。これは、都全体の耐震化率（88.4%）と比較すると 6.3%高くなっています。

表 11 特定建築物(民間)の耐震化状況(単位：棟)

特定建築物 (種別)	旧耐震	新耐震	合計	耐震性を満たす 建築物	耐震化率
防災上特に重要な建築物 (学校、病院)	13	29	42	36	85.7%
要配慮者が利用する建築物 (老人ホーム等、福祉センター等)	3	22	25	23	92.0%
不特定多数のものが利用する建築物 (劇場等、百貨店等、旅館等)	2	8	10	9	90.0%
その他の建築物	29	182	211	205	97.1%
総計	47	241	288	273	94.7%

※ 令和 2 年 8 月末日時点の建築基準法第 12 条に基づく定期報告をもとに、都の耐震化率の推計方法に準じて算出した推計値

4. 防災上重要な公共建築物

防災上重要な公共建築物は、全棟で耐震性を満たしている。

日野市地域防災計画で対策本部や救護施設、指定避難所として位置づけられた市施設は 32 施設となります。すべての建築物で耐震基準を満たしており、耐震化率は 100 %となります。

表 12 防災上重要な公共建築物の耐震化状況(単位：棟)

令和 3 年 3 月 31 日時点

	対象建築物数 a	耐震化済 b	割合 b/a
防災上特に重要な建築物（東京都震災対策条例第 17 条） （防災情報センター、市役所本庁舎、市立病院、小中学校（25 校）、生活 保健センター、発達・教育支援センター、市民の森ふれあいホール、南平体育館） ※南平体育館については建て替え中で旧耐震建築物の解体は完了している。	32	32	100%

5. 組積造の塀

耐震性が不十分な組積造の塀の除却や安全な塀への建て替え等を図る必要がある。

1) 全般

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害が起きていることを踏まえて、道路に面していて安全性が確認できない組積造の塀については、地震発生時の通行人の安全確保及び救助活動の妨げを防止する観点から可能な限り除却や改良工事等を行うことが望ましいです。

2) 通行障害建築物となる組積造の塀

平成 31 年 1 月の耐震改修促進法施行令等の改正により、建物に附属する組積造の塀が通行障害建築物に追加されました。東京都は特定緊急輸送道路の通行機能を確保するため当該道路に面する組積造の塀のうち、長さ 8m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値 を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するもの（以下「通行障害建築物となる組積造の塀」という。）を「要安全確認計画記載建築物」として令和 2 年 4 月 1 日から耐震診断の実施を義務付けました。本要件に該当する塀については早期に安全性を確認する必要があります。

6. 計画の達成状況(振り返り)

表 13 前回計画(平成 28 年度～令和 3 年 5 月の 5 年 2 か月)の達成状況

建築物の種類	平成 28 年 4 月	令和 3 年 5 月目標値	令和 3 年 5 月実績値
①緊急輸送道路沿道建築物	88.8%	95%	93.5%
②住宅	83.7%	95%	90.2%
③特定建築物	94.3%	95%	94.7%
④防災上重要な公共建築物	94.3%	100%	100%

(1)緊急輸送道路沿道建築物

成果：耐震診断の義務化によりすべての緊急輸送道路沿道建築物で耐震診断を実施することができました。

耐震診断結果を公表し、所有者の意識啓発の向上を図りました。

旧耐震基準の緊急輸送道路沿道建築物は全 38 棟ありますが 23 棟が耐震化済です。前回計画期間の 5 年間で 11 棟の特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することができました。

課題：国及び東京都と連携して補助制度を運営し、所有者に個別訪問や啓発文書の送付をしましたが 15 棟の緊急輸送道路沿道建築物が耐震化には至りませんでした。今後、継続して粘り強く補助制度の運営と個別訪問や啓発文書の送付を行うことにより耐震化を強力に働きかける必要があります。

(2)住宅

成果：平成 28 年度より分譲マンション耐震化助成制度を開始し、旧耐震基準の助成対象となる分譲マンション 103 棟のうち 2 棟の耐震化を実施できました。

国都の制度改正に合わせ木造住宅耐震化補助金の補助額や補助率を最大限、拡充してきました。

自治会への回覧や個別の分譲マンションへ啓発文書の郵送、訪問等により定期的な住民の意識啓発活動を行いました。

課題：補助制度の運営、定期的な意識啓発活動は行っているものの、分譲マンションの管理組合での合意形成や所有者の意思決定がなされ耐震化件数が増えるには一定の時間を要します。今後、住宅の耐震化を進めるためには、所有者自らが主体的に取り組むべき問題であるという意識を持ってもらうことが不可欠であるため、普及啓発に力を入れるとともに、相談体制や情報提供の充実を図り、耐震化率の向上につなげていく必要があります。

(3)特定建築物

成果：建築基準法第 12 条に基づく定期報告による各特定建築物の耐震化の状況等を定期的に確認しました。

課題：東京都が発信した耐震改修に関する情報はありますが、市から特定建築物の所有者へ直接的な情報発信は行えていません。今後は定期報告の提出時に情報発信を行うなど意識啓発を促進していく必要があります。

(4)防災上重要な公共建築物

成果：令和 2 年度中に 100%の耐震化を達成できました。

課題：耐震化が達成できたため、今後は建築物の機能維持のため適切な管理に努める必要があります。

第3章 取り組みの基本方針

1. 耐震化の目標

建築物の種類ごとの目標は以下の表 14 のとおりとします。

表 14 耐震化率の目標

建築物の種類	令和 3 年 5 月実績値	令和 7 年度目標値
①緊急輸送道路沿道建築物	93.5%	95%
②住宅	90.2%	95%
③特定建築物	94.7%	95%
④防災上重要な公共建築物	100%	—
⑤組積造の塀	可能な限り解消※	

※ 棟数の把握は困難なため耐震化率を求めない。

令和 7 年度の達成目標値に関しては都の計画と整合を図りつつ、前計画の目標値を引き続き達成することに努めます。

2. 基本的な取り組み方針

(1) 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取組むことが不可欠です。また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取組むことも必要です。

(2) 市の支援

市は、建物所有者が耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための財政的支援や、広報・耐震対策のチラシ・ホームページなどによる情報提供と耐震相談等の技術的な支援を行います。

(3) 耐震化を促進するための関係者との連携

市は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、都及び関係団体と十分連携して取り組むこととします。

3. 重点的に取り組むべき施策

(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

耐震診断が義務化されている市内の建築物の耐震診断は完了しております。耐震診断が義務化されている建築物はその結果を市のホームページで公表しています。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は 93.5%となっており、地震により防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こさないようにするため、耐震診断の結果、耐震性を有していない建築物については、補強設計や耐震改修または建替え、除却等の耐震化に進んでいただくよう積極的に促していきます。対象建築物の所有や使用形態、所有者の経済状況等様々な事情により、耐震化につながらない場合であっても、所有者に対し耐震化の重要性、必要性を改めて認識していただき、次の段階に進んでいただくように働きかけを行います。

事業の啓発や実施にあたっては、国や都の支援を活用し、関係団体とも連携しながら進めていきます。

(2) 住宅（木造）の耐震化

地震による人的被害は、住宅の倒壊によるものが多くなっています。また、住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災がひきおこされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあります。市では、広く土地区画整理事業を展開しており、道路、公園等の公共施設の整備改善とともに良好な宅地を供給することで、災害に対する安全性を確保し、安全安心なまちづくりを実現してきています。

住宅の中でも木造の居宅（戸建）は耐震化率が低くなっており、これまでも重点的に耐震化に取り組んでいます。今後も、住宅の所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう、市民が相談しやすい環境づくりや支援策について、広報やパンフレット等を活用して啓発するとともに、都や関係団体等と連携しながら耐震診断の普及、耐震改修の促進を図っていきます。

財政面での支援として、平成 15 年度から耐震診断に係る助成事業を設けています。また平成 24 年度からは耐震改修工事等に係る助成事業を設け、それぞれに助成してきており、一定の成果が上がっています。今後も、助成制度の普及啓発を図るとともに、国等補助制度を活用しながら財政面の支援を継続していきます。

さらに、熊本地震での新耐震建築物の被害状況を受けて、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの木造住宅においても耐震診断に関する助成制度の創設を行い、耐震診断結果の分析やニーズ把握を行い、改修費補助の創設について検討を進めます。

（３） 分譲マンションの耐震化

分譲マンションの耐震化率は 89.5%となっており、共同住宅全体の耐震化率より低くなっています。

分譲マンションは戸建て住宅より規模が大きいため、地震により建物が倒壊した場合、周辺に対する影響は大きくなります。また、分譲マンションの耐震化は、賃貸マンションとは異なり、区分所有者が複数存在するため、耐震化に向けた合意形成を図るのが困難な状況が見受けられます。このような状況の下、国や都では、分譲マンションの耐震化に対して補助制度を設け、対策を講じる区市町村に対して支援しており、日野市においても、平成 28 年度より助成制度を設け、分譲マンションの耐震化に関する取組を推進しています。

助成制度については、耐震診断、補強設計や改修工事に関する支援だけでなく、耐震化の必要性や合意形成に関し、管理組合等に助言するためのアドバイザー派遣など総合的な支援策を設け、分譲マンションの耐震化を促進していきます。

（４） 民間の特定建築物の耐震化

民間の特定建築物の所有者の多くは、自己の所有する建物が耐震改修促進法に規定された特定建築物に該当するということ自体を理解していないことが想定されます。そのため、各種パンフレットや市の広報等により、耐震化の必要性や建物所有者の責務等について積極的な啓発を行っていくことが必要となります。

特定建築物の調査による正確な実態把握に努め、その結果、特定建築物と判断された昭和 56 年以前の建築物の所有者には、耐震診断や耐震改修に向けての相談、助言を関係団体等と連携しながら行い、計画的に耐震化を促進していきます。

（５） 組積造の塀の撤去・改良工事

組積造の塀の倒壊による被害の防止を図り、災害に強いまちづくりの推進・生け垣による緑化の推進・安全で快適な歩行空間の形成を推進するため、組積造の塀の所有者に対して広報やパンフレット等を活用して啓発を行い、組積造の塀の撤去及び改良の促進を図っていきます。

財政面での支援として、平成 30 年度から撤去・改良に係る助成事業を設け、組積造の塀の所有者に対し、組積造の塀の撤去や木塀の設置に要する経費の一部を補助する制度を創設しました。今後も、助成制度の普及啓発を図るとともに、国及び東京都の補助制度を活用しながら財政面の支援を継続していきます。

第4章 耐震化に関わる総合施策の展開

1. 市における耐震化施策

(1) 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等に関する助成

助成名	日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
担当窓口	都市計画課
要項	日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に基づき、特定緊急輸送道路沿道の建築物の所有者の方が、耐震改修工事等を行う際の負担を軽減するため、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業による助成金を交付している。
対象条件	①昭和56年(1981年)5月31日以前に建築されたもの(国または地方公共団体の所有する建築物を除く) ②日野市内の特定緊急輸送道路に面する特定緊急輸送道路沿道の建築物であること ③他の耐震化促進助成制度の適用を受けていないもの
助成額	<補強設計> A・Bのうち低い額×助成率 10/10 A.実際に耐震診断に要する費用 B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価) 助成基準単価 延べ面積 1,000㎡以内の部分・5,000 円/㎡ 延べ面積 1,000㎡を超え 2,000㎡以内の部分・3,500 円/㎡ 延べ面積 2,000㎡以上の部分・2,000 円/㎡ <耐震改修工事> A・Bのうち低い額×助成率 9/10 A.実際に耐震診断に要する費用 B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価) 助成基準単価 一般的な耐震改修工事の場合・51,200 円/㎡(マンションの場合は 50,200 円/㎡) 免震工法等の特殊工法の場合・83,800 円/㎡(マンションの場合は 50,200 円/㎡) 住宅(マンションを除く)の場合・34,100 円/㎡ <建て替えおよび除却工事> A・Bのうち低い額×助成率 9/10 A.実際に建て替えおよび除却に要する費用 B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価) 助成基準単価 一般的な耐震改修工事の場合・51,200 円/㎡(マンションの場合は 50,200 円/㎡) 住宅(マンションを除く)の場合・34,100 円/㎡

※助成基準単価については年度によって変動あり

(2) 日野市木造住宅耐震改修等に関する助成

助成名		日野市住宅耐震化及び住宅ストック改修補助金
担当窓口		都市計画課
耐震診断	要項	建物の安全性を確認してから耐震補強工事を考えられている方に、一般社団法人東京都建築士事務所協会支部または東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく登録事務所の診断を受けていただき、その診断費用を助成する。
	対象条件	①市内にある木造建築物 ②昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築された建築物または、平成 12(2000)年 5 月 31 日以前に建築された建築物（2 階建て以下で在来軸組工法に限る） ③居住の用に供する一戸建ての住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供している建築物を含む） ④対象建築物の所有者であり、市税を完納している者
	助成額	耐震診断に要した経費（2 万円以上の診断費用を対象）の 3 分の 2 以内の額とし、8.8 万円を限度
耐震改修	要項	木造住宅の耐震改修工事(建て替え含む)に要する経費の一部を助成する。
	対象条件	①市内にある木造建築物 ②昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築された建築物 ③居住の用に供する一戸建ての住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供している建築物を含む） ④対象建築物の所有者であり、市税を完納している者 ⑤財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法または精密診断による上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅を上部構造評点が 1.0 以上にする工事
	助成額	助成対象工事に要した経費（10 万円以上の工事を対象）の 5 分の 4 以内の額とし、80 万円を上限。ただし、市内業者が行う工事は 100 万円が上限
バリアフリー化	要項	バリアフリーに係る改修工事を行った場合の経費の一部を助成する。
	対象条件	①市内にある建築物 ②築 1 年以上経過したもの（集合住宅は専有部分に限る。） ③居住の用に供する住宅(併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること)
	助成額	補助対象となる工事に要した経費（10 万円以上の工事を対象）の 10 分の 1 以内の額とし、20 万円を上限
断熱改修	要項	天井、床、壁及び屋根裏の内部に断熱材等を充填し、当該壁面等の断熱性能を向上させる工事に対して助成する。
	対象条件	①市内にある木造建築物 ②築 1 年以上経過したもの ③居住の用に供する一戸建ての住宅(併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること)
	助成額	補助対象となる工事に要した経費（10 万円以上の工事を対象）の 6 分の 1 以内の額とし、20 万円を上限

※耐震改修、バリアフリー化及び断熱改修を併せて行う場合は、補助金の合計額は 100 万円（市内事業者が行う場合は 120 万円）が限度

(3) 日野市分譲マンション耐震改修等に係る助成

助成名	日野市分譲マンション耐震改修工事等助成
担当窓口	都市計画課
要項	日野市分譲マンション耐震改修工事等助成要綱に基づき、分譲マンションに係る耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に要する経費の一部を助成する。 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手した分譲マンションの管理組合に対して、耐震化を検討する段階から改修工事に至るまで支援する。
対象者	①分譲マンションの管理組合 ②助成事業を実施することに対して、区分所有者の承認を得て決議してあるもの
対象条件	①市内にある建築物 ②昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築された建築物 ③耐火建築物又は準耐火建築物である ④地階を除く階数が 3 階以上の建築物 ⑤建築基準法及びその他関係法令に適合した建築物 ⑥特定沿道建築物でない建築物
助成額	<耐震アドバイザー派遣> 実際に耐震アドバイザー派遣に要する費用で、1 回あたり 50,000 円を限度として、10/10 補助 ※1 つの管理組合につき、5 回まで利用可 <耐震診断> A・B のうち低い額×助成率 2/3 A.実際に耐震診断に要する費用 B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価) 助成基準単価 延べ面積 1,000 ㎡以内の部分・3,670 円/㎡ 延べ面積 1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内の部分・1,570 円/㎡ 延べ面積 2,000 ㎡以上の部分・1,050 円/㎡ <耐震補強設計> A・B のうち低い額×助成率 2/3 A.実際に耐震診断に要する費用 B.助成対象基準額(延べ面積×2,000 円) <耐震改修工事> A・B のうち低い額×助成率 23% A.実際に耐震改修に要する費用 B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価) 助成基準単価 1,000 平方メートル以上：1 平方メートルあたり 50,200 円×延べ面積 （※特殊工法にあつては、1 平方メートル 83,800 円×延べ面積） 1,000 平方メートル未満：1 平方メートルあたり 34,100 円×延べ面積 ※複数棟ある場合は、1 棟毎で算定した額を加算した額 ※述べ面積は、分譲マンション内の店舗等(非住居用)の部分の床面積を含む

(4) 組積造の塀に関する助成

助成名	日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金
担当窓口	都市計画課
要項	地震によるブロック塀等の倒壊による被害の防止を図るため、ブロック塀等の撤去及び撤去後に行う木塀の設置に要する経費の一部を補助する。
対象者	①ブロック塀等の所有者であること。 ※戸建住宅などの個人所有者だけでなく、駐車場、事業所、神社などの法人も対象となる。 ②市税の納税義務者である場合は、既に納期の経過している市税を完納していること。 ③補助対象ブロック塀等が複数の者の共有している場合は、ブロック塀等の撤去について共有者全員の同意を得ていること。 ④国、地方公共団体その他の公的機関でないこと。 ⑤暴力団又は暴力団関係者でないこと。
対象条件	①市の区域内に存するブロック塀等であること。 ②道路等に面するブロック塀等又は避難地に隣接する敷地であって当該避難地に面しているブロック塀等であること。 ③ブロック塀等が面する道路地表面からの高さが1メートル以上であるブロック塀等であること。 ④市職員による点検の結果、安全性が確認できないブロック塀等であること。 ⑤宅地建物取引業者等又は所有者が、販売を目的として解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行うものでないこと。
助成額	＜撤去工事（基本型）＞ A・Bのうち最も低い額×助成率 3/4（120,000 円上限） A.実際に撤去工事に要する費用 B.対象長さ×20,000 円 ＜撤去工事（改善型）＞ A・Bのうち最も低い額×助成率 4/5（200,000 円上限） A.実際に撤去工事に要する費用 B.対象長さ×25,000 円 ＜木塀設置工事＞ （撤去工事に係る助成金）+（工事単価-1メートルあたり 80,000 円）×塀の長さ

2. 税制等に関する支援

(1) 耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除

助成名	耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除
担当窓口	税務署、都市計画課
要項	耐震化促進のため、一定の要件に適合する耐震改修をした住宅について、所得税額から特別控除を受けられる耐震改修促進税制について周知している。なお、減税の申告先は税務署となる。
対象条件	・自ら居住の用に供する木造住宅であること ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること ・現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったものであること（改修年次による制限あり）
減額内容	・耐震改修に要した費用の 10%に相当する額かつ 25 万円が上限 （補助事業を受けた場合は、耐震改修に要した費用から補助額を差し引いた額の 10%かつ 25 万円が上限） ・控除期間は 1 年間

(2) 固定資産税減額制度

助成名	耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税減額制度
担当窓口	資産税課
要項	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅で、令和 4 年 3 月 31 日までに建築基準法に基づく一定の耐震改修工事を行い、次の要件を満たす場合、以下の減額措置を受けられる。
対象条件	・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ・耐震改修に要した費用の額が住宅 1 戸あたり 50 万円を超えること
減額内容	・減額期間 1 年度分、家屋に係る税額の 2 分の 1 （ただし、当該住宅が建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、減額期間は 2 年度分）

助成名	耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に対する家屋の固定資産税減額制度
担当窓口	資産税課
要項	令和 5 年 3 月 31 日までに、政府の補助を受けて耐震改修工事を行い、次の要件を満たす場合、以下の減額措置を受けられる。
対象条件	・建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「要安全確認計画記載建築物」又は「要緊急安全確認大規模建築物」であること ・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ・政府の補助を受けて耐震改修が行われたもの
減額内容	・減額期間 2 年度分、家屋に係る税額の 2 分の 1（ただし、工事費の 2.5 パーセントに相当する金額が上限）

3. 耐震化を促進するための環境整備

(1) 普及啓発

① 耐震化への意識啓発

市民が建物の耐震化について関心を持ち、意識を高めていくことが重要となります。

市では、広報やホームページを活用して建物の耐震化の必要性や重要性、市やその他の支援制度等の情報提供を図っていきます。また、より効果的な耐震化促進を目指して、「日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進や経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をさらに促進します。

また都では、耐震改修事例について、創意工夫がみられ、費用対効果に優れており、広く活用が可能なものをリーフレット等で紹介をしています。これらの国や東京都で作成されたリーフレット等を活用することにより、幅広い情報発信を行うとともに、都や関係団体と連携し、耐震化に関する相談会やイベント等の情報を提供し、市民や所有者の参加を促し、意識啓発を図っていきます。

② 相談体制の充実強化

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、耐震化に向けた助言や情報提供などにより、市民や建築物所有者等のニーズに的確に対応することが重要となります。また、身近で手軽に相談できる窓口体制が整備されていることも必要となります。

平成 28 年 4 月時点では様々な部署で助成制度を設けているため、相談窓口が複数ある状況でしたが、助成制度や相談窓口の一元化を実現した結果、建物所有者や建設関連業者が相談しやすい環境整備を図ることができました。今後も、相談しやすい体制を維持します。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物や分譲マンションについては、都や関係団体と連携して耐震化に向けた助言や指導などを行う信頼できる専門家を紹介し、建物所有者が安心して耐震化に取り組める環境整備に努めます。

③ 日野市防災マップ・洪水ハザードマップの活用

市では、市民の防災意識の向上や事前の備えに役立つよう日野市防災マップ・洪水ハザードマップを作成し、知っておいていただきたい情報を掲載しています。これらの防災情報を積極的に活用して、市民の防災に関する意識啓発を図っていきます。

また、防災週間などイベントの機会を利用して、耐震化に関する相談会の開催、耐震化に関する機器の展示、写真、ビデオ放映やパンフレット等の配布により情報提供を充実させます。

(2) 建物所有者への指導・助言等

市は、耐震化を促進するため、特定建築物の所有者に対し耐震改修促進法や建築基準法に基づく指導・助言等を行っています。

(3) 関係団体との連携

市は、都や他自治体及び建築関係団体、地域住民等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組む必要があります。

① 都や他自治体との連携

市は、耐震改修の目標実現のために、耐震改修に関する行政施策を推進する都や他自治体との連携を図っていきます。

② 関係団体、事業者との連携

市内の建築設計者・工事業者、その他関係団体等で作る組織との情報交換を行い、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

③ 地域住民との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識を高めることが重要です。市は、地域住民との連携を図るために、相談会の開催やパンフレットの配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図っていきます。

また、災害時の避難や消火活動は、地域の人々が組織的に災害に対応することが重要であることから、自治会や町内会等の地域住民との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組んでいきます。

4. その他の安全対策

(1) 家具類の転倒・落下対策

近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒及び落下を原因として負傷する事例や、倒れた家具類が避難経路をふさいでしまい、避難の支障になることがありました。市ホームページや広報などを通じて家具類の固定についてより一層啓発を図ります。

(2) 落下物等の防止対策

①窓ガラスの落下防止対策

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地に立地する建築物のガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生した。これを機に、地震発生時の窓ガラスの落下、飛散による人身事故の危険性が改めて問題となり、はめ殺し窓の窓ガラスの実態調査を行いました。

今後も、窓ガラスの落下防止対策について、適正な維持管理を建物所有者等に依頼します。

②外壁タイル等の落下防止対策

平成 17 年 6 月に都内のオフィスビルにおいて、外壁タイルの落下により負傷者を出す事故が発生しました。これを受け、外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する建物所有者に対して、実態調査を行いました。

今後も、外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する所有者等に対し、適正な維持管理を依頼します。

③屋外広告物の落下防止対策

地震の際、看板などの屋外広告物が脱落することがないように、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）や東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、看板の設置者に対して、屋外広告物設置の許可申請時や設置後の維持管理の機会を捉えて、改善指導を行っていきます。

(3) エレベーターの閉じ込め防止と挟まれ防止対策等

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震ではエレベーターの閉じ込め事故が多発しました。また、平成 18 年 6 月に都内の特定公共賃貸住宅でエレベーターのかごの戸が開いたまま動き、利用者が挟まれ死亡する事故が発生しております。これらの事故を契機として、平成 21 年 9 月に施行された改正建築基準法施行令では、地震時管制運転装置や戸開走行保護装置の設置など安全対策が義務付けられました。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、エレベーターの主要な支持部分の構造やエスカレーターの脱落防止対策なども盛り込まれました。

近年、地震によるエレベーターの閉じ込め被害や異常動作による挟まれ事故が発生していることから、都と連携して、これらの対策が講じられていない既存のエレベーターについて、閉じ込め防止対策や挟まれ防止対策の周知啓発を行います。

追記履歴

令和 5 年 4 月 1 日 1981 年 6 月 1 日から 2000 年 5 月 31 日までに着工された新耐震基準建築物
に関する事項を追記